

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管課	都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課
評価対象期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

1 指定概要

施設概要	名 称	スポーツ 26 施設（若松・八幡東・八幡西・戸畑） ・総合体育館 26 施設	施設類型	目的・機能
			I	— ②
	所 在 地	八幡東区八王寺町 4 番 1 号		
	設置目的	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。		
利用料金制		非利用料金制 ・ 一部利用料金制 ・ 完全利用料金制		
		インセンティブ制 有・無	ペナルティ制 有・無	
指定管理者	名 称	公益財団法人北九州市スポーツ協会		
	所 在 地	八幡東区八王寺町 4 番 1 号		
指定管理業務の内容		1 管理運営に関する業務 ・受付、使用許可に関する業務（利用調整、許可に係る業務） ・清掃、警備、建物等保守点検業務 2 その他管理運営業務 ・事業計画書及び収支計画書の提出 ・関係機関との連絡調整 ・地域や類似施設との連携に関する業務 3 利用促進に関する業務 ・イベントや広報活動等による利用促進など 4 自主事業 ・市民のスポーツ振興に資する事業（スポーツ教室等）等の実施など		
指定期間		令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日		

2 評価結果

評価項目及び評価のポイント

1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み

（１）施設の設置目的の達成

- ① 計画に則って施設の管理運営（指定管理業務）が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか（目標を達成できたか）。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みがなされ、その効果があったか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。
- ④ 施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。

【所 見】

利用者数	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
体育館(7)	493,718	258,387	219,491	364,443	400,775	507,622
プール(10)	107,338	60,085	53,452	80,030	69,662	65,515
庭球場・運動場(3)	27,115	21,841	20,985	27,222	91,042	86,168
野球場(3)	41,026	25,772	22,051	33,694	40,253	35,488
柔剣道場・武道場・弓道場(5)	68,377	30,950	38,046	56,332	49,104	55,078
その他施設(2)	239,780	67,208	66,293	102,402	67,127	48,414
計	977,354	464,243	420,318	664,123	717,963	798,285
目標値	1,200,000	1,200,000	1,225,000	1,250,000	1,275,000	1,300,000
要求水準	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

※ ・・・評価対象年度

【施設利用者数】

令和6年度の施設利用者は798,285人であり、目標値の1,200,000人を下回っているが、前年度比は80,322人増となっている。

令和元年度から評価対象年度までの間に廃止された岩ヶ鼻プール（R1:13,486人）および八幡東柔剣道場（R5:6,546人）を考慮すると、柔剣道場・武道場・弓道場の利用者数は、おおむねコロナ禍前の水準まで回復しているといえる。

① 管理運営

指定管理業務は、施設の設置目的に基づき、提案された事業計画「法令順守、安全・安心、公益・公平、奉仕・貢献、連携・連絡、環境配慮、国際化」の7項目に沿って行われている。

② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組

ホームページや市政だよりの活用、独自の情報雑誌の発行を行い、利用者の増加に

努めている。

スポーツ協会としての特性である競技団体とのネットワークを活かし、各種教室や講座を積極的に展開することで、利用者の増加に努めている。

また、利便性を高めるため、大会や記録会開催時の早朝開館サービスや苦情に対するスピーディーな対応に取り組んでいる。

③ 複数施設間の有機的連携

八幡東、八幡西、若松、戸畑の4つに管理事務所を置き、施設の効果的な活用と苦情等の問題について、毎月の会議において、適切な対応の検討を行っている。

④ 効果的な営業・広報活動

管理者のホームページや市政だより、独自の情報誌の発行を行い、各種教室・自主事業の広報活動に努めている。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。
- ④ 利用者への情報提供が十分になされたか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

[所 見]

■施設利用者満足度 ※「とても良かった」「良かった」と回答した割合

満足度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
要求水準	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上
実績	92.2%	96.5%	97.2%	95.1%	95.2%	91.4%

■職員対応満足度 ※「とても良かった」「良かった」と回答した割合

満足度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
要求水準	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上
実績	93.6%	97.3%	98.1%	95.8%	97.8%	95.5%

※ ・・・評価対象年度

① 利用者アンケート

施設利用満足度、職員対応満足度ともに前年度より減少しているが、どちらも90%を上回る高い水準となっている。

② 利用者意見の把握・反映

施設・設備の老朽化による改善要望が多いことから、利用者満足度を維持し続けるため「安全・安心・快適」を第一義とし、日常点検、施設の維持改修に努めている。

③ 苦情に対する対応

令和6年度の苦情として、施設利用の面では駐車場についての要望、職員対応の面では接遇に対しての意見が多かった。いただいた要望・意見については、適切な対応、運用の見直しを行い再発防止に努めている。

④ 利用者への情報提供

ホームページの充実を図り、「新着情報」「行事案内」「活動報告」「休館情報」のバナーを設け、最新情報をすぐに発信できるようにしている。

⑤ サービスの質を向上させるための取組

利用者の安全・サービス向上・経費削減・苦情など管理運営に係る全てにおいてPDCAサイクルの活用、危機管理マニュアルの改訂を行い、サービス向上に努めている。また、挨拶・声掛け、ご意見箱の設置の施設を増やし、ニーズの把握にも努めている。

2 効率性の向上等に関する取組み

(1) 経費の低減等

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取り組みがなされ、その効果があったか。
- ② 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。
- ③ 経費の効果的・効率的な執行がなされたか。

[所 見]

指定管理料	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
予算	536,061,494	514,548,000	518,939,000	523,861,000	517,012,000	532,101,530
決算	558,296,128	505,782,962	512,755,348	515,234,358	517,117,443	528,752,467

うち光熱水費	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
予算	92,171,842	89,800,000	89,800,000	94,256,000	95,592,000	98,002,800
決算	85,398,185	69,017,722	66,880,555	88,622,791	83,911,682	97,298,999

※ ・・・評価対象年度

① ③ 経費低減の取組、効果的・効率的な執行

指定管理料は前年度比で11,635千円の増額となっている。主な要因としては、令和6年度に若松体育館・折尾スポーツセンター・香月スポーツセンターに設置した空調設備の使用に伴う光熱費の増加に加え、近年の物価高騰の影響が挙げられる。

② 再委託の状況

委託費については、複数年契約とすることで削減を図っている。また、運営を地元の運営委員会に再委託することで、効率的な運営をするとともに運営費の削減に努めている。

(2) 収入の増加

- ① 収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。

[所 見]

使用料収入	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
体育館(7)	62,773,156	43,278,415	28,269,161	45,848,457	49,787,515	58,912,280
プール(10)	10,181,588	8,869,733	8,214,337	5,925,800	11,085,945	10,698,865
庭球場・運動場(3)	5,492,356	4,891,596	4,546,908	5,232,132	5,597,746	5,525,870
野球場(3)	4,608,760	3,162,480	2,488,300	4,015,200	4,311,710	4,469,080
柔剣道場・武道場・ 弓道場(5)	4,541,150	4,457,617	3,847,592	4,999,204	4,386,703	5,522,707
その他施設(2)	5,015,785	3,968,210	2,619,165	4,246,219	3,037,515	2,598,590
収入計	92,612,795	68,628,051	49,985,463	70,267,012	78,207,138	87,727,392

※ ・・・評価対象年度

① 収入増加の取組

全体では前年度比で9,520千円の増額となった。体育館、野球場、柔剣道場・武道場・弓道場の使用料が増加しており、特に体育館および柔剣道場・武道場・弓道場では、空調設備の設置によって新たな使用料収入が得られたことが大きな要因と考えられる。また総合体育館において、Vリーグ、Wリーグ、Tリーグ、Fリーグといった全日本クラスの大会が開催されたことも、収入増加に寄与したと考えられる。

また、専用利用が早めに終わった場合、空いた施設を個人利用で開放するよう便宜を図り、施設の効率的な運営を行った。

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であったか。
- ② 職員の資質・能力向上を図る取り組みがなされたか（管理コストの水準、研修内容など）。
- ③ 地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。

[所 見]

① ② 合理的な人員配置、職員の資質・能力向上を図る取組

職員採用については、協会役員や加盟団体からの推薦を受け、スポーツ施設の管理において、十分な経験や資格を有し、かつ人格に優れた人材を採用している。

職員の接遇研修、カスタマーハラスメント対応研修、AED研修、消防訓練等を実施し、日頃から能力の向上に努めている。

③ 地域や関係団体等との連携や協同

スポーツ協会加盟団体（36団体）との連携を図り、管理運営に対する意見交換会を実施している。また、北九州市のスポーツ少年団事務所として、研修会、交流大会等を開催し、少年団の支援・育成に努めている。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護するための対策が適切に実施されているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。
- ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われていたか。
- ④ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支の内容に不適切な点はないか。
- ⑤ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
- ⑥ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
- ⑦ 事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。

[所 見]

① 個人情報の保護

個人データ紛失防止のため、コンピュータウイルスソフトを業者へ委託しており、パソコンの整備及び定期メンテナンスも委託することで、情報管理の強化とあわせて業務の効率化を図っている。

② 平等利用に関する配慮

各管理事務所のスポーツ施設を統一したルールで運用しており、問題や要望に応じて、運用ルールの調整・確認を行い、多様な人々がスポーツを楽しめる環境づくりに努めている。

③ 利用者限定時の公平な選定

該当なし

④ 収支状況

施設の管理運営（指定管理業務）に係るモニタリングを市が実施しており、収支の内容に不適切な点はないことを確認している。

⑤ 安全対策

保守点検業務を厳重に行うとともに、再委託業者と連携を密に行い施設の瑕疵による事故の撲滅の徹底を図っている。

また、事故防止に向けての対応マニュアルを作成し、スポーツ活動中の事故（落雷、熱中症）に備えた機器を完備し備えている。

⑥ 防犯、防災、危機管理体制

災害時には、避難者の受け入れ、適正な誘導と安全確保を行えるよう、体制を整えている。市の防災計画に基づく災害マニュアルを作成しており、改定があった際は刷新している。

⑦ 事故発生時や非常事態時の対応

台風や豪雨による地域からの避難者の受け入れに対して、適正な誘導と安全確保を

行うことができた。

【総合評価】

〔所 実〕

総合体育館では、世界、全国、県、市レベルの大会、市民のサークルや個人利用、指定管理者の自主事業の3つのバランスを考慮しながら、効率的な運営に努めた。

施設の老朽化に伴い修繕箇所が増加する中、利用者の安全を第一に考え、少額な修繕は勿論、高額な修繕にも出来る限り迅速に対応した。

利用者数及び使用料収入が前年度と比べ増加したことは評価できる。しかしながら、利用者満足度が高い水準にあるものの、前年度と比べ低下している点については、分析と改善が望まれる。

北九州市立総合体育館等26スポーツ施設施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
1	総合体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡東区八王寺町4番1号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和49年1月12日	昭和49年1月12日	S造・RC造 地上3F 地下1F	第1競技場 2,560㎡ 第2競技場 986㎡ 第3競技場(多目的室)84.5㎡ トレーニング室・事務室 会議室・更衣室ほか 収容人員9,896人、予定避難所 駐車場 400台	別紙スポーツ施設使用料金 表1ページ目参照	9:00～21:00	年末年始(12月29日～翌年1月3日)
2	若松体育館	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目1番1号		平成6年7月16日	平成6年7月16日	SRC造 2F建	競技場 1,450.58㎡ 観客席 600人 トレーニング室・事務室・会議室 更衣室・シャワー室・多目的室 プール 25m(6コース) 幼児用コーナーあり、予定避難所 駐車場160台	共用1人1回2時間 一般390 円、高校生190円、小・中学生 120円、年長者110円	(プール以外) 9:00～21:00 (プール) 10:00～20:00	プール以外 年末年始 (12月29日～翌年1月3日) プール 7、8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
3	若松武道場	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目1番2号		平成17年4月23日	平成17年4月23日	SRC造 2F建	柔道場 444.5㎡(263.5畳) 剣道場 444.5㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 弓道場 6人立ち 駐車場は若松体育館と共用	共用1人1回2時間 一般390 円、高校生190円、小・中学生 120円、年長者110円	9:00～21:00	年末年始(12月29日～翌年1月3日)
4	小石プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区小石本村町20番1号		昭和48年7月21日	昭和48年7月21日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	共用1人1回2時間 一般360 円、中学生190円、小学生以下、 年長者100円	9:30～17:00	1～6月まで及び9～12月まで
5	藤ノ元プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区今光二丁目16番14号		昭和53年3月31日	昭和53年3月31日	RC造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池) 駐車場5台	共用1人1回2時間 一般360 円、中学生190円、小学生以下、 年長者100円	9:30～17:00	1～6月まで及び9～12月まで
6	八幡東体育館	北九州市都市公園、公園、 駐車場等の設置及び管理 に関する条例	八幡東区中央三丁目9番6号		昭和56年11月3日	昭和56年11月3日	RC造 2F建 S造	競技場 1,064㎡ 観客席 250人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室 予定避難所 (公園駐車場 80台)	共用1人1回2時間 一般390 円、高校生190円、小・中学生 120円、年長者110円	9:00～21:00	年末年始(12月29日～翌年1月3日)
7	高炉台球場	北九州市都市公園、公園、 駐車場等の設置及び管理 に関する条例	八幡東区中央三丁目9番		昭和32年11月1日	昭和32年11月1日		競技場 7,200㎡ 収容人員 500人 ベンチ・スタンド 夜間照明 (公園駐車場10台)	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	(4～10月) 6:00～21:00 (11～3月) 6:00～18:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
8	黒崎体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区藤田四丁目1番1号		昭和51年12月20日	昭和51年12月20日	RC造 平屋建 S造	競技場 600㎡ (黒崎市民センターに併設) 更衣室・シャワー室	共用1人1回2時間 一般390 円、高校生190円、小・中学生 120円、年長者110円	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
9	城山体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区屋敷二丁目14番1号		譲渡された施設のため不明	昭和53年1月26日	RC造 平屋建 S造 CB造	競技場 416㎡ 管理室・更衣室・シャワー室	共用1人1回2時間 一般390 円、高校生190円、小・中学生 120円、年長者110円	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
10	八幡東柔剣道場	北九州市スポーツ施設条例	八幡東区尾倉二丁目8番34号		昭和57年2月11日	昭和57年2月11日	RC造、2F建	柔道場 347.22㎡(182畳) 剣道場 347.22㎡ 事務室・更衣室・シャワー室	共用1人1回2時間 一般390 円、高校生190円、小・中学生 120円、年長者110円	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
11	城山球場	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区屋敷二丁目14番		昭和57年3月27日	昭和57年3月27日		競技場 8,782.8㎡(夜間照明) 本部席・ベンチ 駐車場は城山体育館と共用	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	(4～10月) 6:00～21:00 (11～3月) 6:00～18:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)

北九州市立総合体育館等26スポーツ施設施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
12	城山庭球場	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区屋敷二丁目14番	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和57年3月27日	昭和57年3月27日		競技場 1,551㎡(全天候2面) 夜間照明 駐車場は城山体育館と共用	共用1人1回2時間 一般300円、高校生150円、小・中学生、年長者90円 専用1面 750円/時間	(4～11月) 7:00～21:00 (12～3月) 7:00～18:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
13	折尾スポーツセンター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区大浦三丁目9番1号		平成1年4月1日	平成1年4月1日	RC造、S造 2F建	競技場 1,064㎡、観客席 580人 トレーニング室215.1㎡ 事務室・多目的ホール 更衣室・シャワー室 プール 15m(4コース) 予定避難所 駐車場64台	競技場:共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小・中学生120円、年長者110円 プール:共用1人1回2時間 一般600円 中学生370円 小学生以下180円 年長者180円 共用(7.8月)1人1回2時間 一般390円 中学生300円 小学生以下150円 年長者110円	(プール以外) 9:00～21:00 (プール) 10:00～20:00	プール以外 年末年始 (12月29日～翌年1月3日) プール 7、8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
14	沖田プール	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区三ヶ森四丁目4番17号		昭和47年7月20日	昭和47年7月20日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池) 駐車場5台	共用1人1回2時間 一般360円、中学生190円、小学生以下、年長者100円	9:30～17:00	1～6月まで 及び9～12月まで
15	木屋瀬プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区大字野面610番4		昭和51年7月4日	昭和51年7月4日	S造平屋建	25m(6コース)、幼児用(1池)	共用1人1回2時間 一般360円、中学生190円、小学生以下、年長者100円	9:30～17:00	1～6月まで 及び9～12月まで
16	上津役プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区上上津役四丁目18番		昭和54年8月4日	昭和54年8月4日	S造平屋建	25m(4コース)、幼児用(1池) (公園駐車場20台)	共用1人1回2時間 一般360円、中学生190円、小学生以下、年長者100円	9:30～17:00	1～6月まで 及び9～12月まで
17	大池プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区鷹の巣二丁目15番2号		昭和45年8月1日	昭和45年8月1日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	共用1人1回2時間 一般360円、中学生190円、小学生以下、年長者100円	9:30～17:00	1～6月まで 及び9～12月まで
18	折尾プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区丸尾町4番14号		昭和46年7月19日	昭和46年7月19日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池) 駐車場3台	共用1人1回2時間 一般600円 中学生370円 小学生以下180円 年長者180円 共用(7.8月)1人1回2時間 一般390円 中学生300円 小学生以下150円 年長者110円	9:30～17:00	1～6月まで 及び9～12月まで
19	八幡西柔剣道場	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区則松七丁目16番45号		昭和58年4月17日	昭和58年4月17日	RC造 2F建	柔道場 347.22㎡(182畳) 剣道場 340㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 駐車場50台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小・中学生120円、年長者110円	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
20	香月中央庭球場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区香月西四丁目1番		昭和60年5月1日	昭和60年5月1日	木造 +コテナユニット	競技場 3,500㎡ (公園駐車場63台) (砂入り人工芝6面) 壁打2面 夜間照明 更衣室	共用1人1回2時間 一般490円、高校生240円、小・中学生150円、年長者140円 専用1面 1,260円/時間	(4～11月) 7:00～21:00 (12～3月) 7:00～18:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
21	香月中央運動場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区香月西四丁目1番		平成7年4月1日	平成7年4月1日		競技場 30,000㎡(夜間照明) 駐車場は香月中央庭球場と共用	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	6:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)

北九州市立総合体育館等26スポーツ施設施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
22	香月スポーツセンター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区香月中央一丁目9番1号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和54年4月15日	昭和54年4月15日	RC造、S造 平屋建	競技場 660㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 柔道場 234.78㎡(96畳) 剣道場 234.78㎡ 駐車場50台	競技場、柔剣道場共に共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小・中学生120円、年長者110円	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
23	鞘ヶ谷競技場	北九州市スポーツ施設条例	戸畑区西鞘ヶ谷町20番		昭和15年	平成14年10月1日	S造、RC造 平屋建	競技場 37,000㎡(夜間照明) 第3種公認、全天候舗装、1周走路 400m、8コース (メインストレートのみ9コース) 収容人員 10,000人 日本製鉄から借受 駐車場200台	共用1人1回2時間 一般150円、高校生以下、年長者40円 専用1面 4,070円/時間	(共用) 7:00～20:00 (専用) 7:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
24	岩ヶ鼻市民プール ※供用廃止	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	戸畑区福柳木一丁目20番		昭和36年6月10日	昭和36年6月10日	RC造、S造 2F建	50m(9コース) 25m(9コース・8コース・5コース) 幼児用(1池) 駐車場18台	共用1人1回2時間 一般360円、中学生190円、小学生以下、年長者100円	9:30～17:00	1～6月まで 及び9～12月まで
25	都島球場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	戸畑区牧山5丁目2番		平成28年9月1日	平成28年9月1日		競技場 10,478㎡ 収容人員 500人 ベンチ・スタンド 夜間照明 (公園駐車場48台)	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	(4～10月) 6:00～21:00 (11～3月) 6:00～18:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
26	城山緑地アーチェリー場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区屋敷二丁目4番		令和2年3月予定	令和2年3月予定	RC造 平屋建	6レーン 12人立 多目的室・更衣室・トイレ	共用1人1回2時間 一般250円、高校生以下120円 年長者70円 専用1,200円/時間	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)